

令和6年度 南風原町 支給認定申請・入所申込みのしおり

(保育施設の利用希望申込みをする前に必ずお読みください。)



【町HP】

しおり・必要書類等
ダウンロード出来ます。



☆4月入所の受付期間☆

令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

申請方法は2種類あります↓

①オンライン申請(24h受付)



←ぴったりサービス申請用QRコード

※携帯から申請の場合マイナンバーカード、マイナポータルアプリ必須
※PCから申請の場合マイナンバーカード、カードリーダー必須

②南風原町役場こども課 (役場1階 平日8:30～17:15)

--- ★申込についての注意★ ---

- 書類に不備・記入漏れがある場合は、受付出来ませんので、ご注意ください。
- 受付期間を過ぎた申込については、5月以降の入所申込としての審査となります。
- 出産前の仮申請の受付は、4月入所申込受付のみで行います。(11ページ参照)
- 認可保育施設と公立幼稚園・認定こども園(1号認定)の併願はできません。
- 先着順ではありません。(10ページ参照)
- 令和6年度入所申込で待機となった場合、年度内は毎月の審査の対象となりますので再申込は不要です。
- 郵送での提出の場合(締切日消印有効)、未着については一切責任を負いかねますので、簡易書留など配達記録が残る方法を推奨します。

目 次

1. 令和6年度からの変更点のお知らせ	P 2
2. 支給認定 ・ 保育必要量	P 3
3. 利用できる施設	P 4
4. 保育の必要性の認定	P 5
5. 教育施設(1号認定)の申込み(必要書類・施設情報)	P 6
6. 保育施設(2・3号認定)の申込から入所までのスケジュール	P 7
保育施設(2・3号認定)入所申込日程表	P 8
保育施設(2・3号認定)必要書類について・入所審査について	P 9
保育施設(2・3号認定)出産前の仮申請・転入予定について	P 11
保育施設(3号認定)保育料について	P 12
保育施設(3号認定)南風原町保育料表	P 14
保育施設(2・3号認定)利用できる時間(保育必要量)について	P 15
7. 幼児教育・保育無償化について	P 16
8. 認可保育施設情報一覧表(保育所(園)・地域型保育・認定こども園)	P 17
9. 公立・認可保育所(園)・地域型保育施設・認定こども園 位置図	p 18
10. 認可外保育施設 位置図	P 19
11. 子ども・子育て支援事業等について	P 20
12. 同意事項	P 21
13. 令和6年度南風原町認可保育施設入所基準表	P 22

保育施設等の入所申込後、世帯構成(結婚、離婚、祖父母など同居となった等)、申込理由(就労、病気等)、勤務先や就労状況などに変更があった場合には、変更があった日から14日以内に必要書類を提出してください。



◇令和6年度からの変更点のお知らせ◇

◆入所基準について

令和6年度南風原町保育所入所基準に以下のとおり変更があります。

- ・同一指数の場合の優先順位:医療提供施設従事者を削除 ※くわしくは22ページ

◆入所申請方法について

令和6年度南風原町保育所入所の申請方法で【オンライン申請】が可能となります。
※ぴったりサービスより申請ができ、申請時にはマイナンバーカードが必須となります。

◆保育の必要性の認定について

みなし育児休業での認定が可能となります。 ※くわしくは5ページ

◆きょうだい児の転園について

きょうだい児が別の本町認可保育施設を利用している場合の4月転園について在園児保障が適用されます。
※くわしくは11ページ

◆保育園閉園について

めだか保育園が令和7年3月末で閉園となります。

◆復職期限について

育児休業明けの復職期限が入所月の翌月1日に変更となります。

◇支給認定について◇

保育所等・認定こども園の利用を希望するためには、町から利用のための「**支給認定**」を受けていただく必要があります。
 「支給認定」については児童の年齢や保育の必要性に応じて次の3つの区分があり、それぞれの区分により利用できる施設や時間が決まっています。以下についてご確認ください。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	対象となる児童	教育・保育時間	利用できる施設	
教育認定 【1号認定】	3歳～5歳	なし	保育を必要とせず、 教育を希望する児童	・教育標準時間	教育施設	・幼稚園 ・認定こども園(教育)
保育認定 【2号認定】		あり	保護者の就労や疾病 等の理由により 保育を必要とする児童	・保育標準時間 ・保育短時間		保育施設
保育認定 【3号認定】	0歳～2歳			・保育標準時間 ・保育短時間	・保育所(園) ・地域型保育施設(小規模園等) ・認定こども園(保育)	

●支給認定証の交付について

- ① 町が支給認定申請を受けた場合、30日以内に認定結果を通知することになっていますが、審査に時間を要するため、内定通知書又は利用契約決定通知書を送る際に併せて送付いたします。ご了承下さい。
- ② 支給認定証は、入所の決定をお知らせするものではありませんので、ご注意ください。
 支給認定証は、大切に保管して下さい。

◇保育必要量について◇

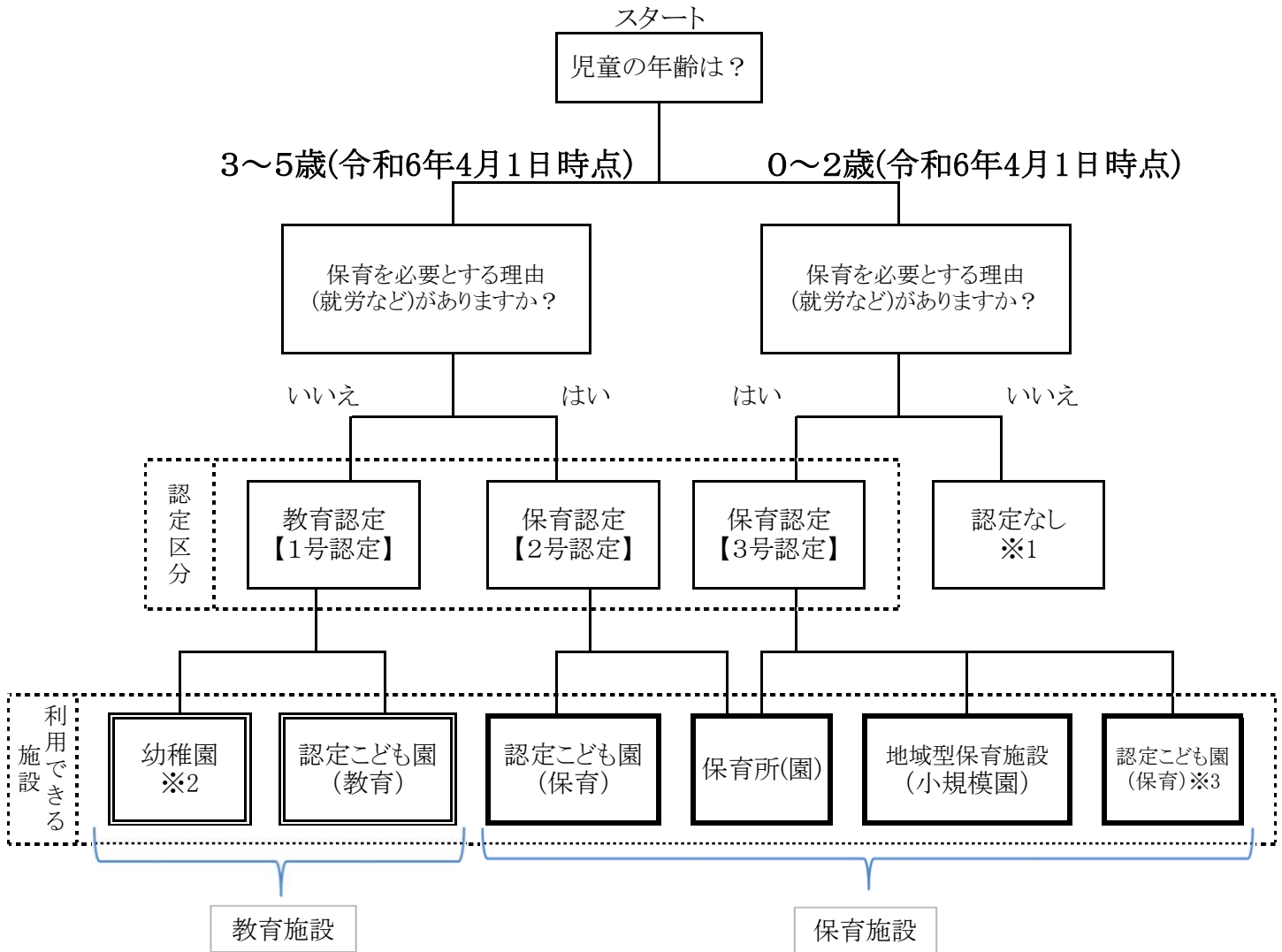
利用施設 (支給認定区分)	教育／保育の必要量	利用可能時間	要件 (詳しくは15ページ)
教育施設 (1号認定)	教育標準時間	朝からお昼過ぎまで	—
保育施設 (2号・3号認定)	保育標準時間	7:00～18:00(最長11時間)	月120時間以上の就労等
	保育短時間	8:00～16:00 9:00～17:00(最長8時間) ※その他の利用時間帯については園と調整	月64時間以上 120時間未満の就労等

※保育施設(2号・3号)の保育必要量に関して、詳しくは15ページをご覧ください。

◇利用できる施設◇

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？

3ページの表のとおり、対象となる児童の年齢や保育の必要性の有無により、支給認定区分が決まります。さらに、この3つの認定区分に応じて、利用できる施設等が異なります。



※1 保育施設には入所できませんが、一時預りなどの支援事業があります。

※2 認定を必要としない幼稚園もあります。

また、共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は1号認定を受けることになります。

※3 認定こども園(保育)について、南風原町内では開邦幼稚園の2歳児クラスのみです。



◇保育の必要性の認定◇

●1号認定の場合

保育の必要性の認定は必要ありません。教育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童が受けることができます。
認定こども園の教育(1号認定)をご希望の方は6ページをご参照下さい。
※保育施設との併願はできませんのでご注意ください。

●2号・3号認定の場合

保育所(園)・認定こども園(2号・3号)は、保護者が就労もしくは病気等のため、保護者に代わってその児童を保育する児童福祉施設です。従ってどの家庭の児童も無条件で入所できるわけではなく、下記①～⑨のいずれかの状態で、日頃「保育する人がいない」と認められる場合です。

対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び児童が南風原町民であること(認定期間中に実際に住んでいること) ・保護者が次のいずれかの事情により、保育を必要とし、出生後3か月～5歳までの集団保育が可能な児童
------	---

(※)南風原町へ転入予定の方で、南風原町内の保育施設の入所を希望する方は11ページをご覧ください。

保護者の保育を必要とする理由		認定期間	保育時間
① 就労を常態としているとき ※月64時間以上就労していること	月64時間以上120時間未満	就労期間中	短時間
	月120時間以上	※雇用期限がある場合はその期限まで	標準
② 妊娠中(産前2か月)から産後3か月以内であるとき		産前2か月、産後3か月 (例)出産予定日が9月10日の場合、「産前2か月」は7月1日、「産後3か月」は12月31日であるため、認定期間は7月1日～12月31日となります。	標準
③ 病気・けがや心身の障がいのため保育が困難なとき		診断書による療養期間中	標準
④ 病気や心身に障がいのある同居親族を常時介護・看護しているとき		診断書等による療養期間中	標準
⑤ 就学中であるとき(大学、職業訓練校等) ※学校教育法で規定する教育施設のみ	月64時間以上120時間未満	就学期間中	短時間
	月120時間以上		標準
⑥ 求職中 ※起業準備中を含む		3か月以内 ※認定期間内(3か月以内)に月64時間以上就労することを証明する書類を提出せずに認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、退園となる場合があります。	短時間
⑦ 震災・風水害・火災その他の復旧にあたっているとき		必要な期間	標準
⑧ 育児休業取得中に、既に認可保育所(園)、地域型保育施設、認定こども園(2号・3号)を利用しているこども(上の子)がいて、継続利用が必要であるとき ※法律上、育児休業制度に該当しない育児のための休暇も含む(みなし育休) 【育児休業明けについて】 ・育児休業明け(育児休業から就労に認定が変わる)方は、入所する月の翌月1日までに復職してください。 (例:R6.4月入所の場合は、R6.5月1日までに復職してください。) ・復職証明書は復職後に雇用主(事業主)に記入してもらった上で、復職後2週間以内に提出してください。 ・復職の確認が出来ない場合は入所決定の取消又は退園となります。 ・みなし育休で認定の場合は、育休中に認可保育所の入所が決まった場合、入所月から他の保育要件が必要となります。	原則お生まれになったお子様(下の子)が1歳になる月末まで ※ただし、下の子が入所できなく待機となった場合は、下の子が1歳になる年度末までは上の子は在園とします。 ※特別な理由なく育児休業を延長する場合は、在園児(上の子)は退園となります。	短時間	
⑨ 虐待やDVのおそれがある場合		必要な期間	標準
⑩ 町長が認める上記に類する場合		必要な期間	標準

※就労状況が変わって14日以内に届出がない場合や届出内容が事実と相違した場合、認定の取消、入所決定の取消または退園となる場合があります。
※年度途中で世帯状況に変更があった場合(婚姻・離婚・死亡等)は、変更日の属する月の翌月(変更日が初日の場合は当月)から変更となります。
※申込理由(就労、病気等)、勤務先や就労状況に変更があった場合は、証明書提出日の属する月の翌月(証明書提出日が初日の場合は当月)からの変更となります。

◇教育施設(1号認定)の申込み◇

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所(園)の両方の良さを併せ持った施設です。



●入園対象児童

教育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童

●申込の流れ



※入園手続きの詳細については、認定こども園(開邦幼稚園)へご確認ください。

●必要書類について

園からの入園内定を受けた方については、南風原町こども課へ下記書類を提出いただきます。

★支給認定申請書(1号認定用) (※南風原町様式)

※下記の条件に該当する場合は以下の書類の提出もお願いいたします。

<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 (右記いずれかの書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚日が記載されている戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・母子父子家庭等医療費受給者証 <p style="text-align: right;">いずれかの写し</p>
<input type="checkbox"/> 同一世帯に障がい者(児)のいる世帯 (右記いずれかの書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当の受給者証 ・障害基礎年金証書 <p style="text-align: right;">いずれかの写し</p>
<input type="checkbox"/> 生活保護受給者	生活保護受給者証

●預かり保育について

保護者の就労等の理由により教育標準時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、預かり保育を利用することができます。各施設ごとに預かり保育の実施状況が異なるため、利用方法や料金等は直接各施設にお問い合わせください。

※預かり保育を利用し、その利用料を無償化とするためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)」を受ける必要があります。別途手続きが必要となりますので、詳しくは

→
→



●町内の認定こども園について

南風原町内の認定こども園は「開邦幼稚園」のみです。

開邦幼稚園を1号認定でご利用の場合は園をとおして、お手続きをお願いします。

開邦幼稚園の詳細については別紙の各園概要をご確認ください。

◇保育施設(2・3号認定)の申込から入所までのスケジュール◇

令和6年4月1日入所調整について

支給認定申請・入所申込受付

令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

受付時間:オンライン申請【24H】、南風原町役場こども課【平日8:30～17:15】

※締切日時以降の申込みは**5月入所申込としての審査**となります

※希望園等の変更受付締切日:**令和5年12月15日(金)**

- ① 在園児で転園希望、地域型保育施設の卒園児、若しくは4歳児クラス卒園児で令和6年度4月より、他の保育施設入所をご希望の方は審査の対象となります。
- ② 必要書類が不足している場合は、審査の対象になりませんのでご注意ください。

入所内定

審査結果通知 **令和6年1月下旬予定**

待機

入所内定通知書及び支給認定証 送付

- ①各保育所にて面談
- ②健康診断書提出

※ 健康診断の結果、集団保育に適さない場合や提出書類の虚偽等があった場合は、内定が取り消されることがあります。
※ 面談等で受入に支障があると判断され、園において受入ができない場合は内定が取り消されることがあります。

入所保留通知書 送付

◆入所保留(待機)となった方について

- ①選考の結果、入所に至らなかった方へ入所保留通知を郵送します。入所保留通知は初回のみ郵送となります。申込は年度内(令和6年度中)は有効で、毎月選考となりますので、改めて書類を提出する必要はありません。
- ②5月以降の審査で入所可能となった場合は、こども課よりお電話にてご連絡します。
- ③申込を取り下げの場合は、保育所入所申込取下書の提出をお願いします。

入所決定通知書

入所決定

入所 令和6年4月1日

※入所内定及び決定した方、入所保留になった方は下記のような変更事項が発生した場合は14日以内に必ず届け出が必要です！

- ・世帯構成の変更(結婚、離婚 等)
- ・保育を必要とする理由の変更(就労→求職 等)
- ・就労内容の変更
(勤務先の変更、就労時間の変更 等)

※必要に応じて追加書類を提出いただきます。



◇令和6年度 南風原町 入所申込日程表(2・3号認定)◇

入所希望日	申込受付期間	変更受付締切日 (入所保留の場合に限る)
令和6年 4月 1日	令和5年 11月1日(水)～ 令和5年 11月30日(木)	
令和6年 5月 1日	令和5年 12月1日(金)～ 令和6年 3月8日(金)	令和6年 3月15日(金)
令和6年 6月 1日	令和6年 1月4日(木)～ 令和6年 4月9日(火)	令和6年 4月16日(火)
令和6年 7月 1日	令和6年 2月1日(木)～ 令和6年 5月10日(金)	令和6年 5月17日(金)
令和6年 8月 1日	令和6年 3月1日(金)～ 令和6年 6月10日(月)	令和6年 6月17日(月)
令和6年 9月 1日	令和6年 4月1日(月)～ 令和6年 7月9日(火)	令和6年 7月16日(火)
令和6年 10月 1日	令和6年 5月1日(水)～ 令和6年 8月9日(金)	令和6年 8月16日(金)
令和6年 11月 1日	令和6年 6月3日(月)～ 令和6年 9月10日(火)	令和6年 9月17日(火)
令和6年 12月 1日	令和6年 7月1日(月)～ 令和6年 10月9日(水)	令和6年 10月16日(水)
令和7年 1月 1日	令和6年 8月1日(木)～ 令和6年 11月8日(金)	令和6年 11月15日(金)
令和7年 2月 1日	令和6年 9月2日(月)～ 令和6年 12月9日(月)	令和6年 12月16日(月)
令和7年 3月 1日		

◎ 結果通知は入所希望日の約20日前までに通知します。

◎ 入所保留の場合、初回のみのお知らせとなります。翌月からは入所可能時のみ電話連絡します。

※ 期限を過ぎてのお申し込みは受付できません。

※ 入所保留後、希望園や申込内容に変更がある場合は「変更受付締切日」までに届け出をしてください。期限までに変更があった分がその入所希望日の審査に反映されます。

※ **育児休暇明けの入所の場合は、入所月の翌月1日までの復職が条件となります。**

※ 入所前のならし保育期間はありません。入所後のならし保育については各保育施設へご確認ください。

※ 申込書の有効期間は令和7年3月入所までとなります。

(令和7年4月以降の入所申込はあらためて申込が必要です。)

保育所でのクラス区分は、令和6年4月1日時点の満年齢で決定されます。

クラス区分	生年月日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
0歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
	令和6年4月2日～



※ 出生後満3か月から入所対象となります。

(ももの木保育園・よいサマリヤ人保育園のみ出生後満6か月から入所可能)

◇必要書類について(2号・3号認定)◇

提出書類については記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。
書類に不備・記入もれがある場合は、受付出来ませんので、ご注意ください。
 (提出した書類は返却できませんので、必要な方はコピー等をとって保管することをおすすめします。)

(1) 全ての方が必要な書類

書類の名前	注意事項
★利用申込書 兼 支給認定申請書	児童1人につき1枚の提出が必要です。裏面(同意書)も忘れずに記入してください。
保育を必要とする理由を証明する書類 下記(2)参照	下表を参考に該当する書類をご提出ください。 ※ふたり親の場合は、児童の父の書類1部、母の書類1部が必要です。

(2) 保育を必要とする理由を証明する書類

※各種証明書類は申請日より3か月以内に証明されたものをご提出ください。

保護者の状況	必要な書類
○雇用されている方 ・アルバイト、委託等含む ○自営業の方 ・自営業本人、専従 (内定を含む)	★【就労証明書】 ※ 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ※ 派遣社員の場合、派遣会社(派遣元)からの証明が必要となります。 ※ 自営業本人、または親族経営の会社で就労の場合は、その就労先(会社)の存在が証明できる書類を添付いただきます。下記の中から1つを提出してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ■開業届 ■税申告書 ■営業許可証 ■青色事業専従者給与に関する届出書 ■給与明細書 ■貸金台帳 ■振込口座の通帳(名義と振込のページの写) ■営業に伴う契約書・納品書・請求書・領収証 </div> ※ 直近の就労実績が労働契約上の就労時間と特段の理由なく差異(少ない)が見られる場合は就労実績を基に保育必要量の認定を行います。 ※ 記載内容については、就労先に問い合わせる場合もありますのであらかじめご了承ください。 ※ 就労状況を確認するため、直近3か月分のタイムカードまたは出勤簿の写し等追加書類を求めることがあります。
妊娠・出産	●妊婦健康診査受診票の写し 若しくは 産科医療補償制度 登録証の写し ※ 妊婦健診受診後に医療機関が記載したもので、出産予定日と医療機関が確認できるもの。 (母子手帳の写しは不可)
疾病・障がい	★【診断書】 若しくは ●障害者手帳等の写し ※ 障害者手帳等とは『障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者保健福祉手帳』を指します。
同居親族の介護・看護	★【看護(介護)状況申立書】 ※ 上記申立書に加え、下記の添付書類を提出してください。 ■看護・介護を受ける方の診断書(看護介護が必要と明記のもの) 若しくは ■障害者手帳等の写し ■障害者手帳をお持ちの方は福祉サービス利用計画書 ■介護認定を受けている方は介護認定証及びケアプランの写し ※ 看護・介護の認定は 保護者が同居親族を常時看護・介護をしていることが条件です。
就学・訓練学校等	★【就学・訓練状況申告書】 ※ 上記申告書に加え、年間カリキュラム・時間割・学生証(または在学証明書)の写しを提出してください。
求職中またはみなし育休(※1)	★【求職活動状況申告書または育児休業申立書】 ■求職・・・ハローワークを利用している方はハローワークカードの写しを貼付してください。 ■みなし育休・・・上記、申立書を提出してください。(新生児を出産後育休制度に該当しないが、既に保育施設を利用している在園児(きょうだい児)の継続利用を要望するとき)
災害	●災害を証明する書類 罹災証明書等

(※1) 法律上の育児休業制度に該当しない育児のための休暇

* 証明書等の提出がない場合には、求職中と同等の取扱いとなります。

* ★は南風原町こども課指定書式のもので、南風原町ホームページからもダウンロードすることができます。

* 提出書類がわからない場合はこども課へご連絡ください！ tel:098-889-7028

次ページへつづく

(3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類(保育料の算定に必要な書類等)

世帯の状況等	必要な書類	
同一世帯に障がい者(児)のいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当の受給者証 ・障害基礎年金等の年金証書 	いずれかの写し
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚日等が記載されている戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・母子父子家庭医療費受給者証 	いずれかの写し
生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書の写し	
発達支援児保育を希望する(加配保育)	・診断書(集団保育が可能と明記されているもの) (ただし、継続児童の場合は、障害者手帳又は、療育手帳の写し等でも可)	
転入予定の方	①★【転入誓約書】必須 ②「賃貸借契約書」等、転入先の住所、転入予定日が確認できるもの の写し (②の書類は整い次第提出してください) ③ 父母のマイナンバーが分かる書類の提示 (南風原町に住所がない保護者) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票(マイナンバー入り) いずれか	

※ あてはまる状況が複数ある場合は、証明する書類を全て提出してください。

※ 市町村民税が未申告の方は、最高階層での保育料決定となります。収入がない方であっても、市町村民税の申告は必要となります。扶養に入っている方も、被扶養者として申告が必要です。

保育施設等の入所申込後、世帯状況(結婚、離婚、祖父母など同居となった等)、申込理由(就労、病気等)、勤務先や就労状況などに変更があった場合には、変更があった日から14日以内に必要書類を提出してください。

◇入所審査について(2号・3号認定)◇

(1) 入所審査方法について

入所申込期間に提出された書類等をもとに、保育を必要とする状況に応じた指数をつけ、審査を行います。

- ※ 入所の決定は、申込みの順番や抽選で決定するものではありません。
- ※ 各施設の受入可能数に応じて合計指数の高い者から順に入所案内を行います。
- ※ 申込時と入所希望日時点で勤務形態(勤務時間等)が変わることが確定している場合は、どちらの状況で証明していただいても構いません。ただし、入所審査は提出された書類の状況が入所時も継続していることを前提とします。
- ※ 労働契約上の就労時間と直近の就労実績に特段の理由なく、差異が見られる場合は就労実績を基に審査します。
- ※ 3月末で地域型保育施設を卒園する児童が、次年度4月から町内認可保育施設3歳児クラスへの入所を希望する場合、地域型保育施設卒園児のみで優先的に入所選考を実施し、その後に転園希望を含む新規入所申込の入所選考を実施します。

(2) 入所審査の基準について

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた「基礎指数」をつけます。
- ②条件に該当する場合は「調整指数」をつけます。
- ③「基礎指数」と「調整指数」を合算し、合計指数を算出します。

上記の様に算出された「合計指数」によって審査しますが、同一指数が複数名いる場合は、「同一指数の場合の優先順位」の項目に基づき優先順位を決めます。

※入所審査について詳しくは22ページの「令和6年度南風原町保育所入所基準表」を御覧ください。

◇出産前の仮申請について◇

出産前の仮申請の受付は、4月入所申込受付のみで行います。

令和5年12月31日(日)までに生まれる可能性がある場合には、必要書類を確認の上、申込締切日までにご申請ください。(児童の氏名・生年月日・性別については、空欄のままの提出となります。)

受付申請は仮のものとして写しをお預かりし原本はお返し致します。

令和5年12月31日までに生まれた場合は、出生後14日以内にこども課窓口にお越しいただき、児童の氏名・生年月日・性別・児童の状況を記入し、必要書類と共に本申請を行ってください。

※「妊婦健康診査受診票」または、「産科医療補償制度申込み」いずれかの写しも必要です。

(本申請締切日 令和6年1月15日(月)厳守)

本申請を行わないままでは、審査の対象とはなりませんのでお気をつけください!

仮申請を行い、出生が遅くなり、令和6年1月1日以降に出生した場合は、令和6年5月入所以降の審査対象となります。8ページの各入所希望日の申込期限までに再度お申込ください。

入所希望日	仮申請(出産前)申込受付期間	本申請締切日
令和6年4月1日	令和5年11月1日(水) ~ 令和5年11月30日(木)	令和6年1月15日(月)

◇南風原町へ転入予定の方◇

(南風原町内の保育施設の入所を希望する方について)

入所希望日の申込受付期間内に、9・10ページに記載されている必要書類を添付して、お申込下さい。

ただし、入所希望日の前月末日までに南風原町へ転入予定のある方のみのお申込となります。

必要書類の提出が出来ない場合は、申込受付ができないことがあります。こども課へご相談下さい。

※入所希望日の前月末日までに南風原町へ転入手続きが確認できない場合は、利用調整結果を取消します。

(例:令和6年4月1日入所の場合は令和6年3月31日までに転入手続きが必要です。)

※南風原町への転入確認後に入所決定通知を発送いたします。

※令和6年4月以降に入所保留になった場合も、入所希望日の前月末日までに南風原町への転入手続きが確認できない場合は入所申込みを取下げたとみなします。

(例:令和6年4月1日入所希望で入所保留になった場合、令和6年3月中の転入が確認出来ない場合は、入所申込みを取下げたとみなしますので、5月以降は審査の対象とはなりません。)

◇きょうだい児別園に対しての転園について◇

きょうだい児が別の本町認可保育施設を利用して、どちらか一方の園へ転園を希望する場合は、4月入所のみ、入所審査の結果、不可となっても元の園へ戻れる在園児保障が適用されます。

※ 上記以外の転園については、原則認めておりませんので在園児保障適用外となります。

◇保育施設の保育料について(0歳児～2歳児)3号用◇

(1) 決定方法

保育料の算定は、基本的には父母の市町村民税の所得割額の合算により決定される「階層区分第1～第8」、「保育必要量区分(保育標準時間・保育短時間)」、「きょうだいのカウント」によって決定します。保育料の目安として14ページ「南風原町保育料(保育施設0歳児～2歳児)3号用」を参考にしてください。

保育料の切り替え時期(毎年9月が保育料の切替時期となります)											
令和6年						令和7年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度市町村民税額 (令和4年1月1日～12月31日までの所得)					令和6年度市町村民税額 (令和5年1月1日～12月31日までの所得)						
年齢で変わる					所得で変わる						

(2) 保育料算定に用いる市町村民税額

保育料算定では、税額控除のうち配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の適用を受ける前の「所得割額」を用います。そのため、市町村民税としての所得割額と、保育料の算定に用いる所得割額が異なる場合があります。

なお、父母(ひとり親世帯の場合、父または母)の収入が生活保護基準に満たない場合で、同居の祖父母及び親族が当該児童を市町村民税の算定上の扶養控除の対象としている場合は、当該祖父母及び親族を「家計の主宰者」として、保育料算定に合算します。

※ 算定の結果、保育料が変更になる方へは変更通知書を送付いたします。

※ 保育料は、公簿(課税台帳)により課税状況を確認して決定します。

転入等の場合は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携にて確認します。

※ 税の修正申告等により、市町村民税が変更になった場合は、入所日より遡って変更となる場合があります。(本年度内のみ)

注意事項

- ・ 保護者のうち、扶養に入っている方(配偶者控除適用者等)でも、就労していて収入のある場合には、必ず事業主から町税務課へ給与報告書の提出またはご自身で申告を行うようにしてください。
- ・ 市町村民税が未申告の方や、保育料の算定に必要な書類の提出がない場合、**最高階層**となります。
- ・ 年度の途中で3歳の誕生日を迎えた場合でも、その年度末まで3歳未満児の保育料となります。

(3) ひとり親世帯・障がい者(児)のいる世帯・生活保護世帯について

10ページに記載されている「申請児童や世帯の状況により必要となる書類」を確認して提出して下さい。保育料の階層区分に変更のある場合は保育料が安くなる場合があります。

(4) 婚姻歴のないひとり親家庭の寡婦(夫)控除のみなし適用について

申請により、寡婦(夫)控除を受けられた場合に算出される市町村民税額で保育料が決定されます。その結果、保育料が軽減される場合があります。適用を受けるためには毎年度の申請が必要です。こども課子育て支援班までお問い合わせ下さい。

対象者…所得税の寡婦(夫)控除の所得要件に該当する世帯

次ページへつづく

(5) きょうだい児入所による保育料の軽減について

多子軽減にかかるきょうだいのカウント方法は、階層区分に応じた範囲内で年齢の高い順に第1～3子(第3子以降は第3子)と数えます。
 カウントにより、1人目の児童は全額(基本額)、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料となる軽減措置があります。

階層区分: 第1～第4の2A * 年収360万円未満相当の世帯

保護者と生計が同一の子(※1)であれば、年齢、利用している施設・事業に関わらずカウント対象となり、年齢の高いきょうだいから順に数えます。さらに、ひとり親世帯等、第2階層(市町村民税非課税世帯)については2人目の子から無料となります。

- (※1) 別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子(成人含む)は対象となります。また、生計が同一であることを確認する書類等の提出が必要な場合があります。
毎年度の確認が必要です。該当する世帯はこども課子育て支援班までお問い合わせ下さい。

階層区分: 第4の2B～第8

保育施設(認可外を除く)や公立幼稚園、軽減措置の対象施設(※2)を利用する**就学前児童**をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいから順に数えます。

- ◆ 保育施設(認可外を除く)や公立幼稚園に入所されている場合は届け出の必要はありませんが、その他軽減措置の対象施設(※2)を利用している場合は、保育所(園)保育料多子軽減申請書および在園証明書の申請が毎年度必要となります。該当する世帯は届出の漏れがないよう、ご注意ください。

(※2)対象施設 (子ども・子育て支援法施行令第13条第2項に規定されている施設)	届出書の提出
○企業主導型保育施設 ○私立幼稚園 ○特別支援学校幼稚部 ○児童心理治療施設 ○児童発達支援及び医療型児童発達支援(児童デイ等)	必要
○町立幼稚園 ○認可の保育所(園) ○認定こども園 ○地域型保育施設	不要

※企業主導型保育施設以外の認可外保育施設は対象外です。

(6) 支払方法

利用する保育施設により、支払先・支払方法が異なります。

保育施設	支払先	支払方法
保育所(園)	南風原町	原則保護者名義の口座振替 (町外の認可保育施設を利用される場合は、こども課へお問合せください。)
その他 (地域型保育施設・認定こども園)	保育施設の設置者	各保育施設が定める方法によりお支払ください。

※保育所(園)を利用される方へ

- * 口座振替の申込みは、お子様お1人につき「口座振替払依頼書」1枚を金融機関へ提出してください。登録が完了するまでは、南風原町からお送りする納付書により保育料をお支払いください。
- * **納付期限は毎月15日です。(15日が土・日・祝日の場合は翌平日)**
- * 支払方法にかかわらず、各月の納付期限から一定期間経過しても保育料の納付がないときは、督促状が届きます(督促料として100円追徴されます)。
- * 保育料を滞納しますと、滞納なくお支払している保護者や、入所できずに待機しているご家庭に対する公平性に欠けるため、保育所入所基準表に基づき減点されますのでご注意ください(入所できなくなる場合があります)。なお、滞納期間が長くなると延滞金も追徴されます。
- * 滞納期間が長くなると、関係法令に基づき、給与・預金・不動産等の財産調査を行い、財産の差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。納付相談も行っていますので、お早めにこども課までご連絡ください。



南風原町保育料(保育施設0歳児～2歳児)3号用

保育施設等の保育料は、保護者(父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など)の所得に応じて決まる『市町村民税の所得割』の金額の合算によって決定しています。
(※配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません。)

各月初日の入所児童の属する世帯区分			南風原町の保育料月額				国基準	
			3歳未満児クラス		3歳児クラス以上		3歳未満児クラス	
階層区分	定義		標準認定 (月額・円)	短時間認定 (月額・円)	標準認定 (月額・円)	短時間認定 (月額・円)	標準認定 (月額・円)	短時間認定 (月額・円)
第1	生活保護世帯等		0	0			0	0
第2の1	第1階層を除き 市町村民税非課税世帯		ひとり親世帯等 (※1)		0	0	0	0
第2の2			ひとり親世帯等 以外の世帯		0	0	0	0
第3の1	48,600円 未満	ひとり親世帯等 (※1)		9,000	9,000	9,000	9,000	
第3の2		ひとり親世帯等 以外の世帯		18,500	18,100	19,500	19,300	
第4の1	48,600円以上 77,101円未満		ひとり親世帯等 (※1)		9,000	9,000	9,000	9,000
第4の2A			ひとり親世帯等 以外の世帯		21,500	21,000		
第4の2B	23,000	22,500			30,000	29,600		
第4の2C	25,000	24,500						
第4の3A	27,000	26,500			30,000	29,600		
第4の3B	77,101円以上 87,000円未満				28,500	28,000		
第5A			87,000円以上 97,000円未満				31,500	30,800
第5B	97,000円以上 115,000円未満						34,000	33,300
第5C			115,000円以上 133,000円未満				36,500	35,800
第5D	133,000円以上 151,000円未満						39,000	38,300
第6A			151,000円以上 169,000円未満				42,000	41,200
第6B	169,000円以上 213,000円未満						45,000	44,200
第6C			213,000円以上 257,000円未満				48,000	47,200
第7	257,000円以上 301,000円未満						53,000	52,200
第8			301,000円以上 397,000円未満				63,000	62,100
	397,000円以上							

- (※1) ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯及び障がい者(児)のいる世帯を指します。
- ※ 3歳以上児については食料費(主食費・副食費)が各園徴収となります。(※町立保育所は町が徴収)
 - ※ 2歳児の児童が年度途中で3歳となった場合でも、当該年度末までは2歳児の保育料となります。
 - ※ 多子世帯やひとり親世帯、障がい者(児)のいる世帯については、保育料の負担軽減措置があります。
 - ※ 保育料の負担軽減措置により保育料が半額になる場合、対象年齢の保育料からの半額となります。(第1子保育料の半額ではありません)
 - ※ 保育料減免申請について 長期間連続で欠席(最長3か月まで)する場合等はこども課へご連絡ください。

◇利用できる時間(保育必要量)について(2・3号認定)◇

保育認定を行う際、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により、【保育標準時間(最長11時間)】と【保育短時間(最長8時間)】の2種類に分けられます。

(1) 保育利用時間と保育施設入所・認定要件

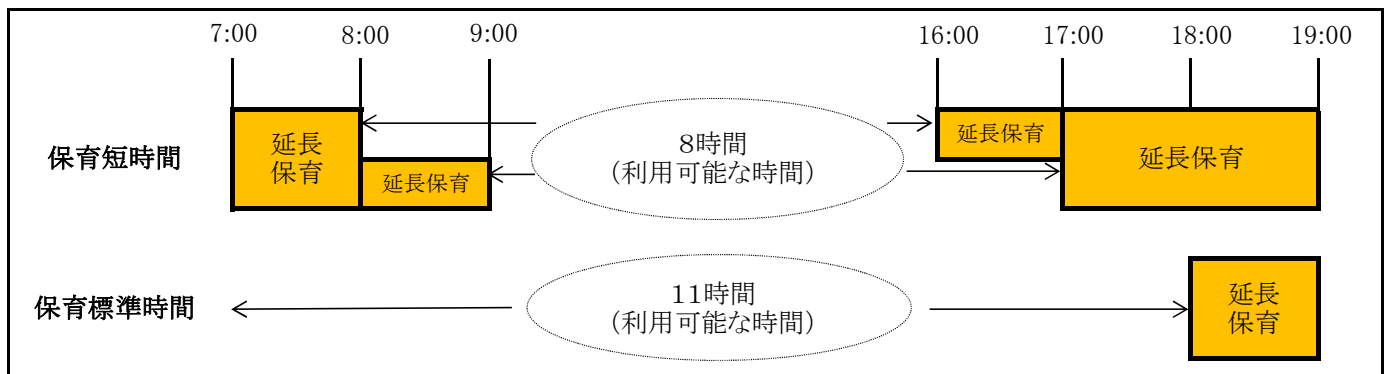
(利用時間は、各園により異なります)

保育必要量の区分	保育施設入所・認定要件	保育を利用できる時間
保育標準時間	● 就労時間 ● 就学時間	7:00 ~ 18:00 【上記時間内で1日あたり最長 11 時間】 ※ 宮平保育所、よいサマリヤ人保育園は 7:30~18:30
	● 妊娠・出産(産前2か月から産後3か月まで)	
	● 疾病・障がい	
	● 介護・看護	
	● 災害復旧	
保育短時間	● 就労時間 ● 就学時間	8:00 ~ 16:00 または 9:00 ~ 17:00 【1日あたり最長 8 時間】 ※その他利用時間帯については園と調整
	● 育児休業	
	● 求職活動 または みなし育休	
	● 月64時間以上 ● 月120時間未満	

※通勤時間等によって保育短時間では送迎が難しい場合等は個別で相談に応じますので、こども課までご相談下さい。

※延長保育を利用する場合、別途延長保育利用料がかかります。

★利用時間の例★



(2) 保育利用時間変更申請について

保育利用時間の変更(切替)については、原則 **月単位** となります。

※ 月途中での保育利用時間の変更はできません。

※ 月途中で保育利用時間を延長したい場合は、延長保育を利用していただくことになります。

※ 延長保育を利用する場合、延長保育利用料がかかります。ご利用の際は各保育施設へご確認下さい。

保育利用時間変更申請方法

① 保育利用時間を変更したい月の前月末までに、こども課窓口へ就労証明書等の証明書類を提出

② 利用時間変更が必要と認定された場合は、申請の翌月から保育利用時間が変更となります。

証明書類が月末までに間に合わない場合

理由書等の提出により保育利用時間の変更を申請することができます。

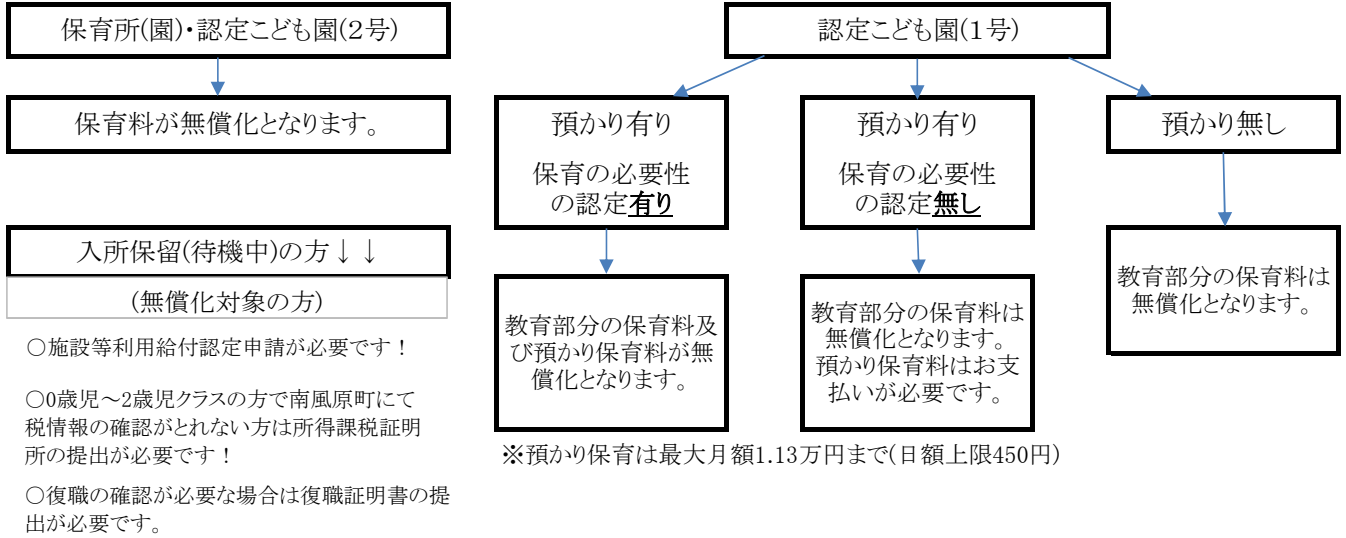
(ただし、理由書等で変更申請してから2週間以内に証明書類を提出する必要があります。)

例: 新しく就労先が決まっているが就労開始以降でないで就労証明書が発行されない等

◇幼児教育・保育無償化について◇

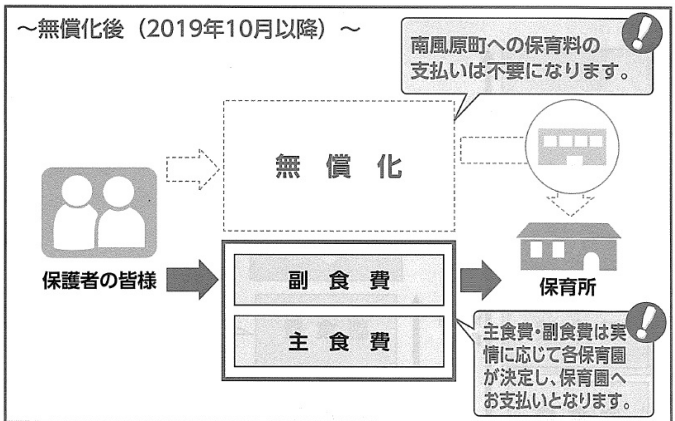
令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、**3歳児～5歳児クラス及び0歳児～2歳児クラスの非課税世帯の保育料が無償化**となっています。

※入所保留(待機)になった方で、無償化対象の方は無償化の申請も必要です！



◇食材料費(主食費・副食費)について◇

- 保育料は無償化となりますが、3～5歳児クラスの食材料費(主食費・副食費)は引き続き保護者負担となります。
- 0～2歳児クラスについては、保育料に含まれますので別途お支払いの必要はありません。
- 食材料費(主食費・副食費)については右図のとおり、各保育施設へお支払いいただきます。
(※町立保育所については南風原町が徴収します。)



- **副食費**に関しては、年収360万未満相当世帯のお子さん、第3子以降のお子さんの場合は免除となります。対象者については町から通知いたします。

・1号認定子ども

第1階層(生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層(年収270万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層(年収360万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層(年収680万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層(年収680万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補給給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層(生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層(年収260万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層(年収330万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層(年収360万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層(年収470万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層(年収640万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第6階層(年収930万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第7階層(年収1,130万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第8階層(年収1,130万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

...免除対象範囲

★無償化について詳しくはこちらへアクセス→



◇認可保育施設情報一覧表(保育所(園) 地域型保育・認定こども園)◇

町立保育所

令和5年10月時点

保育所(園)名	所在地	電話番号	定員							5歳児	発達支援児	一時預り※	開所曜日	通常保育を行う時間帯	延長保育を行う時間帯
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計						
宮平保育所	宮平9	889-3920	6	6	12	16	20		60	-	○	○	月～土	7:30～18:30	実施なし

私立保育園

保育所(園)名	所在地	電話番号	定員							5歳児	発達支援児	一時預り※	開所曜日	通常保育を行う時間帯	延長保育を行う時間帯
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計						
津嘉山保育園	津嘉山105	889-1336	24	30	30	30	28	18	160	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
かねぐすく保育園	新川160	889-4378	18	18	18	16	15	15	100	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
南風原はなぞの保育園	大名156-4	889-3425	21	24	24	30	22	20	141	○	○	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
若夏保育園	津嘉山1667-9	882-7800	24	24	24	24	24		120	-	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
みつわ保育園	喜屋武416-2	889-0767	16	28	28	28	20	16	136	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
さんご保育園	本部434-44	889-1768	30	34	34	34	24	24	180	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
はえばる保育園	津嘉山1208-1	889-4259	24	30	30	33	33		150	-	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
マイフレンズ保育園	宮平375	888-2862	15	22	24	23	23	13	120	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
ていだ保育園	宮平607-1	888-1945	18	24	26	26	26		120	-	○	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
なのはな保育園	宮城52-1	888-0296	16	22	22	22	19	19	120	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
よなほ保育園	与那覇153-2	889-6949	12	18	18	18	18	13	97	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
ももの木保育園	本部178-6	851-4908	9	12	12	14	13		60	-	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00 (月～金のみ)
やまがわ保育園	山川347	996-4188	18	18	24	24	23		107	-	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
南風原やまびこ保育園	宮平496-9	889-1536	9	9	12	15	15		60	-	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
明星保育園	津嘉山108	996-1958	12	15	15	15	15	18	90	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
よなほ第2保育園	宮城321-3	851-4708	12	12	12	18	18	18	90	○	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00

地域型保育施設

保育所(園)名	所在地	電話番号	定員							種類	発達支援児	一時預り※	開所曜日	通常保育を行う時間帯	延長保育を行う時間帯
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計						
よいサマリヤ人保育園	新川460	889-1339	0	4	6				10	事業所内	-	○	月～土	7:30～18:30 (土曜) 8:00～18:00	18:30～19:30
めだか保育園	本部155-1	889-0963	6	6	6				18	小規模	-	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
くわの実保育園	山川368-1	851-8904	6	6	7				19	小規模	-	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
たいようのおか保育園	津嘉山113-1	996-3717	6	6	7				19	小規模	-	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
ばすてる保育園 つかざん園	津嘉山1351	851-4430	6	6	7				19	小規模	○	-	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00
ひまわり保育園	本部421-29	889-1777	6	6	7				19	小規模	-	○	月～土	7:00～18:00	18:00～19:00

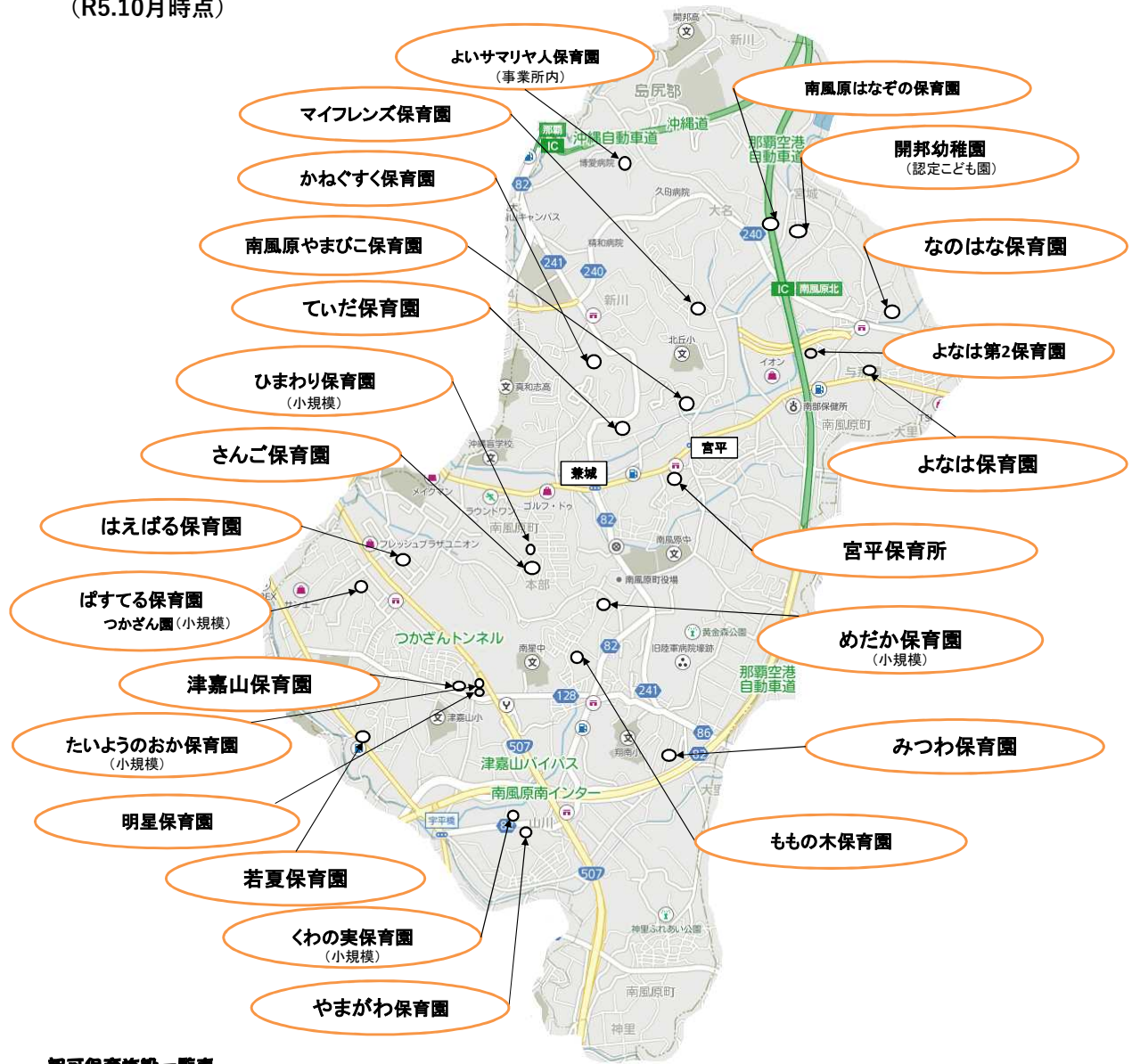
私立認定こども園

保育所(園)名	所在地	電話番号	定員							5歳児	発達支援児	一時預り※	開所曜日	通常保育を行う時間帯	延長保育を行う時間帯	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計							
開邦幼稚園	1号 (教育)	宮城428-1	889-5619				30	30	30	90	○	-	-	月～金	教育時間 7:00～13:00 預かり保育 13:00～18:00	18:00～19:00
	2号 3号 (保育)				18	20	20	20	78							

※一時預かりについては、状況により実施していない場合がございます。

公立・認可保育所(園)及び地域型保育施設・認定こども園 位置図

(R5.10月時点)



認可保育施設一覧表

	保育所(園)名	定員	電話番号	所在地	5歳児	発達支援児	一時保育
町立	宮平保育所	60	889-3920	宮平9	—	○	○
私立保育園	津嘉山保育園	160	889-1336	津嘉山105	○	○	—
	かねぐすく保育園	100	889-4378	新川160	○	○	—
	南風原はなぞの保育園	141	889-3425	大名156-4	○	○	○
	若夏保育園	120	882-7800	津嘉山1667-9	—	○	—
	みつわ保育園	136	889-0767	喜屋武416-2	○	○	—
	さんご保育園	180	889-1768	本部434-44	○	○	—
	はえばる保育園	150	889-4259	津嘉山1208-1	—	○	—
	マイフレンズ保育園	120	888-2862	宮平375	○	○	—
	ていだ保育園	120	888-1945	宮平607-1	—	○	○
	なのはな保育園	120	888-0296	宮城52-1	○	○	—
	よなは保育園	97	889-6949	与那覇153-2	—	○	—
	ももの木保育園	60	851-4908	本部178-6	—	○	—
	やまがわ保育園	107	996-4188	山川347	—	○	—
	南風原やまびこ保育園	60	889-1536	宮平496-9	—	○	—
明星保育園	90	996-1958	津嘉山108	○	○	—	
よなは第2保育園	90	851-4708	宮城321-3	○	○	—	
地域型保育施設	よいサマリヤ人保育園	10	889-1339	新川460	事業所内	—	○
	めだか保育園	18	889-0963	本部155-1	小規模	—	—
	くわの実保育園	19	851-8904	山川368-1	小規模	—	○
	たいようのおか保育園	19	996-3717	津嘉山113-1	小規模	—	○
	ばすてる保育園 つかざん園	19	851-4430	津嘉山1351	小規模	○	—
私立 認定こども園	ひまわり保育園	19	889-1777	本部421-29	小規模	—	○
開邦幼稚園	168	889-5619	宮城428-1	○	—	—	

※ももの木保育園、よいサマリヤ人保育園については、出生後満6か月から入所可能です。

南風原町こども課
TEL (098) 889-7028
FAX (098) 889-7657

認可外保育施設位置図



※空き状況の確認・入所申込等は施設へ問い合わせ下さい。

施設名称	所在地	電話番号	備考
なないろ乳幼児園	字津嘉山1499-3 1F	098-889-7716	指導監督基準証明書有
ゆかぜ保育園 〈企業主導型保育事業施設〉	与那覇113-1	098-960-6360	指導監督基準証明書有
みらい保育園 つかざん園 〈企業主導型保育事業施設〉	津嘉山1215番地2	098-894-6362	指導監督基準証明書有
キラキラすまいる保育園つかざん園 〈企業主導型保育事業施設〉	字津嘉山574-2	098-996-3186	指導監督基準証明書有
いろいろな保育園 〈企業主導型保育事業施設〉	字兼城636-10 2F	098-996-3802	指導監督基準証明書有
ちゅうらうみ保育園 〈企業主導型保育事業施設〉	兼城602番地	098-996-1526	指導監督基準証明書有
みなみのご保育園 〈事業所内保育施設〉	字新川118番地-1	098-889-7861	従業員枠のみ、地域枠なし 指導監督基準証明書有
イオンゆめみらい保育園はえばる 〈企業主導型保育事業施設〉	字宮平264	098-888-0127	従業員枠のみ、地域枠なし 指導監督基準証明書有
ここまある〇ペーシッター 〈居宅訪問型保育事業〉		090-6859-4624	利用者居宅にて保育実施

地域の保育施設がマップで確認できます



内容は予告なく変更される場合があります

企業主導型保育施設や事業所内保育施設は、自社等の従業員が利用する「従業員枠」と地域の住民等が利用できる「地域枠」があります。

◇子ども・子育て支援事業等について◇

(1) 延長保育

就労等のやむを得ない理由で、保育時間(※保育標準時間は11時間、保育短時間は8時間)内での迎えが出来ない保護者に対し、延長保育を実施しています。延長保育を利用する場合は別途延長保育料が必要になります。各保育施設により料金及び実施時間が異なりますので、ご利用の際は各保育施設へご確認ください。

(2) 発達支援児保育

心身に障がいがある、または健康面・発達面において特別の支援が必要と認められるお子様に対し、加配保育士を配置し、集団の中で適切な保育を行うことで、社会性の成長・発達を促すことを目的としています。発達支援児保育の認定は、別途審査会議により行われますが、認定されたことにより必ず入所できる訳ではありませんのでご了承ください。入所した後は有識者による巡回指導等があります。

(3) 一時保育

保護者の疾病、入院等により一時的に保育を必要とする乳幼児を、預けることができます。利用申込や料金等については、希望する各保育施設にご確認下さい。

※各保育施設の状況によっては実施していない場合もあります。

(4) その他南風原町が実施する事業について

①地域子育て支援拠点事業

地域の保育施設を利用して、情報交換や相談を行うと共に自由に遊ぶことで親子の交流を図ります。

実施場所	実施時間
ふくぎの家(宮平保育所)	9:30～正午、13:00～15:00(日・祝祭日は休み)
たんぽぽ広場 ※津嘉山保育園 (津嘉山564番地まるかんアパート201号)	9:30～正午、13:00～16:00(土・日・祝祭日は休み)
がじゅまる広場(かねぐすく保育園内)	9:00～正午、13:00～14:00(土・日・祝祭日は休み)
つぼみの広場(よなは第2保育園 2階)	9:30～正午、13:00～15:00(日・祝祭日は休み)
町内認可保育園(自主事業)	実施曜日、時間等確認の上ご利用ください。

●利用料:無料

●お問い合わせ先 各実施保育施設

R5.10月状況

②ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートは、子育てのお手伝いを必要としている人(おねがい会員)と子育てのお手伝いをしたい人(サポート会員)とを結びつける会員制の相互援助活動です。センターでは相互援助活動に関するコーディネート、アドバイス等を行います。

●援助の内容

- ・保育施設等の保育開始時間までの子どもを預かること
- ・保育施設等の保育終了後に子どもを預かること
- ・保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ・冠婚葬祭又は行事等の時に子どもを預かることなど

●利用料

600円～ / 1時間

●お問い合わせ先

町社会福祉協議会 ☎889-3213

③病児保育事業

南風原町では、お子様の急な発熱等で保育園を休まないといけない場合、就労のため保育が困難な方などを対象に、津嘉山のわんぱくクリニックにて一時的な保育看護を行っています。希望者は事前に登録が必要ですので、こども課またはわんぱくクリニックまで申請して下さい。

●対象年齢:南風原町にお住まいの生後6ヶ月から小学生まで

●利用料:1日1,500円(食費込み)

半日1,000円(食費込み)

●お問い合わせ先

わんぱくクリニック(字津嘉山1490番地) ☎888-1234

※無償化対象者については利用料金が償還されます。

詳しくはこちらをご確認ください。



◇入所申込の際に同意していただきました同意事項です。

確認及び同意項目

1	令和6年度南風原町支給認定申請・入所申込みのしおりを熟読し、内容を確認しました。
2	希望した保育施設を辞退した場合は年度内の優先度が下がる場合があります。 ※申請書の、希望施設に入所できない場合『町内全域で調整を希望する』を選択した方はご注意ください。
3	職員が関係機関において、住民基本台帳等を閲覧し、居住要件、世帯状況等について確認すること。
4	届出内容について、保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有すること。
5	職員が必要に応じて職場や家庭・関係機関等に電話及び直接訪問・照会を行い、保育できない状況を確認すること。
6	公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、情報を提供すること。
7	支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示します。
8	保育施設入所申込後、世帯構成(結婚、離婚、祖父母など同居となった等)、申込理由(就労、病気等)、勤務先や就労状況などに変更があった場合には、14日以内に必要書類を提出してください。世帯状況が確認出来ない場合、入所内定の取り消しまたは退所となる場合があります。
9	保育必要理由は毎月1日認定です。内容に変更がある場合は証明書類を提出いただいた翌月1日からの認定変更となります。
10	入所の意思がなくなった場合は、申込取下書を提出してください。
11	申込内容に虚偽があった場合は、入所内定及び決定を取り消します。
12	3歳児クラス以上の者については食材料費(主食費・副食費)が園徴収となります。
13	職員が保育料を決定するために、関係機関で所得状況及び課税状況を確認すること。
14	保育料算定に必要な特定個人情報(課税情報)を他市町村へ照会する場合があります。
15	保育料算定に必要な課税情報の確認が取れない場合は、最高階層での保育料決定となります。
16	保護者の収入が生活保護の基準を下回る場合は、同居親族も保育料算定の対象となる場合があります。
17	各月初日に保育施設に在籍した場合は、1ヶ月分の保育料全額が発生します。
18	保育施設を児童の入院等で長期間連続で欠席(最長3か月まで)する場合等はこども課へ連絡をお願いします。
19	税額の修正や世帯状況の変更による保育料変更申請は、申請日の属する年度内のみとなります。
20	保育料は、納付期限までに必ず納付すること。また、口座残高不足や納め忘れなどにより保育料が未納となった場合は、速やかに納付すること。滞納のある世帯は、入所審査で減点の対象になります。
21	入所保留となった場合は、支給認定はなされていますが、支給認定証は交付したとみなし送付いたしません。必要な場合は受け取ることもできます。
22	マイナンバー(個人番号)確認の必要がある場合は、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より個人番号を確認します。個人番号の確認ができない場合、追加書類を求めることがあります。
◆育休中の方はこちらもチェックしてください	
23	入所後、入所月の翌月1日までに復帰が必要です。職場復帰できない場合は退所となります。
24	復職後2週間以内に復職証明書が必要となります。提出できない場合は、入所決定の取り消しまたは退所となる場合があります。
25	みなし育休については、新規入所の場合他の保育要件が必要となります。(要件がない場合は求職へと切り替わります。)
◆転入予定でお申込の方はこちらもチェックしてください	
25	入所希望月の前月末日までに転入手続きが完了しないときは、申込を取下げたとみなします。